

公益財団法人子ども未来支援財団

2025 年度子どもサポート基金（能登半島地震支援）募集要項

公益財団法人子ども未来支援財団（旧：公益財団法人東日本大震災復興支援財団、以下「当財団」）は、東日本大震災で被災した子どもたちが心身の健康を回復・維持し、主体性と希望を持ってたくましく成長できるよう、「子どもサポート基金（以下、「本基金」）」において子どもたちの支援活動を実施する団体への助成を行っています。

また、昨年発生した能登半島地震においても、本基金の取組みが能登半島の復興および被災した子どもたちの支援に資すると考え、現地で子ども食堂支援事業を実施する団体への助成を行っています。

この度、2025 年度も引き続き、能登半島地震への継続的な支援として、本基金による子ども食堂支援事業実施団体への助成を行うことといたします。

1. 助成対象事業

子ども食堂支援事業	能登半島地震において被災した子どもたちに対して、子ども食堂による支援を行っている、または新たに行う事業
-----------	---

2. 助成対象団体／活動場所

いずれにも該当すること

- ・石川県、富山県に所在し、子ども食堂支援事業を行っている、または新たに行う団体であること
- ・石川県もしくは富山県で子ども食堂支援事業を行うこと

※後述「4. 助成対象団体（詳細）」も要確認

3. 助成内容

助成申請額の算出根拠として、子ども食堂（食堂（会食）を主とし、配食・フードパントリーも含む）の **実施 1 回あたり最大 5 万円**とし、計画に合致した適切な額で申請することを条件とする。

<参考例>

開催回数	助成申請額の上限
月 2 回	1,200,000 円
週 1 回	2,500,000 円
週 2 回以上	5,000,000 円

※GW・年末年始休日等を考慮し、年間 50 週で算出

(1) 助成対象期間

1年間（2025年5月（助成決定日）～2026年4月30日）

(2) 助成上限額

500万円

(3) 助成率

100%まで可（自己負担がない申請も可能）

(4) 助成対象事業の考え方

- ①能登半島地震において被災した子どもたちに対して実施すること
- ②主な利用者は、18歳未満の地域の子どものこと
- ③助成対象期間を通じて、継続的に実施すること
- ④会食形式での実施を中心とした計画とすること
- ⑤子ども食堂の実施1回あたり概ね10名以上の子どもの参加・利用が見込めること
- ⑥食品衛生上の責任者を置き、実施にあたっては安全に食事を調理し、提供を行うこと。食品衛生法に基づく営業許可を受けていない場合は、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防等の衛生管理には万全を期すること
- ⑦本事業で提供する食事は、栄養バランスのよいものとする
- ⑧子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携し活動の充実を図ること
- ⑨子どもについては利用料を徴収しないことが望ましいが、食事または弁当の提供等の実費について徴収する場合は、低廉な料金に限ること
- ⑩会食においては、食事を取りながら交流等ができるスペースを十分確保すること。ただし、配食・フードパントリーについては、この限りではない

(5) 助成対象経費

助成事業の実施にかかる以下の経費を対象とする。

費目	内容
飲食用料費	食堂（会食）、配食、フードパントリーにおける食材費
支援スタッフ人件費	申請事業実務に関わる職員給与・手当、アルバイト賃金 等 ※助成事業における勤務実績・比率等の書面提出必要
家賃	子ども食堂の開催に伴う按分費用 ※団体運営維持のための活動に紐づかない費用は対象外
水道・光熱費	子ども食堂の開催に伴う按分費用 ※団体運営維持のための活動に紐づかない費用は対象外
使用料及び会場賃借料	食堂の会場使用料、機器レンタル代 等
広告宣伝費	支援活動にかかる新聞、雑誌等への広告掲載料 等
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費 等
通信運搬費	支援活動にかかる電話料、郵送・宅配料 等

旅費・交通費	職員、外部講師交通費 等 ※公共交通機関利用の場合は、最も経済的かつ合理的な交通機関を利用 ※車両を利用した場合は運行日報に基づき、移動距離で精算
消耗品費	消耗品、材料（食料を除く）、書籍等の購入費 等
謝金	外部講師・ボランティア職員への謝金 等
委託費	支援活動のホームページ制作委託 等
施設等整備費	支援活動実施に必要な施設等の整備費(リース品は可)
備品購入費	支援活動実施に必要な備品の購入経費 ※固定資産とならない 20 万円未満まで
保険料	利用者(子ども) 及びボランティア職員等の傷害保険
その他	上記以外で事業に特に必要とされる経費

※領収書等の提出が必要、かつ活動への明確な紐づけ及び適切な支出と認められたものに限る

(6) 助成対象外経費

- ・ 団体運営のための維持管理費
- ・ 不動産及び高額な動産（車両など）
- ・ 固定資産となる 20 万円以上の設備・物品等
- ・ 雑費等使途が不明なもの
- ・ その他助成対象事業の支出として適当でないもの

(7) 選考で重視するポイント

活動意欲

- ・ 積極的な開催、被災した子どもたちのより多くの参加に努める団体を優先的に支援する

課題理解

- ・ 被災した子どもたちを取り巻く課題を的確に把握し、その支援に繋がる活動となっているか

計画性・実現可能性

- ・ 計画が具体的で、実現するための手法は明確、適切であるか
- ・ 活動内容の充実度、創意工夫などが見られるか
- ・ 資金計画や人員体制について、無理のない計画となっているか
- ・ 団体の活動規模に見合った計画となっているか

運営体制

- ・ 組織基盤、人員体制がしっかり整っているか
- ・ 衛生管理について万全を期しているか
- ・ 活動実績、知見・ノウハウの蓄積があるか
- ・ 必要な関係機関との連携がとれているか

4 助成対象団体（詳細）

(1) 非営利活動

非営利活動であること（営利とは、団体の職員・構成員に収益の分配をすることです。
収益の分配がない限り、受益者から実費等を徴収することは問題ありません）

(2) 活動実績

これまで子ども食堂を運営・実施している団体、またはこれから実施する団体であること

(3) 組織基盤

- ・適切に活動を継続できる人員体制・資金力を有し、資金管理、経理会計処理ができること
- ・活動の実施にあたり、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること
- ・活動の実施にあたり、必要となる公的な免許・資格・許可等を得ていること
- ・活動の充実に向けて、自己研鑽や各種支援機関との連携に取り組むこと
- ・過去に当財団の助成または寄付を受けている場合、必要な報告等が完了していること

(4) 報告連絡体制

- ・文書作成ソフト、表計算ソフト等を利用して報告書の作成が可能であること
- ・電子メールを使用して、日常の連絡、添付書類等の受信・送信等ができること
※携帯メールアドレスでの申請はできません
- ・日常的に当財団担当者とコミュニケーションを取れる体制があること
- ・課題解決や目標達成に向けて、当財団担当者と積極的にコミュニケーションを図ること
- ・活動のスケジュールは事前に当財団担当者に報告をすること
- ・計画に変更が必要な場合、速やかに当財団担当者へ報告し必要な対応を取ること
※事前報告がない場合は、助成対象の活動とみなしません

(5) 活動報告会等への参加

採択団体を対象に実施する当財団主催の式典・会合・研修等（随時開催）に参加すること

(6) 助成条件の順守

- ・本要項の内容及び助成決定時に指定する助成条件に同意し、順守すること
- ・年2回（前期／後期）の助成金は、進捗等の報告及び確認を経て受領となること

(7) 面接

当財団の指定する日時・方法（対面またはオンライン）での参加が可能であること

5 申請手続

(1) 申請手続

①申請書のダウンロード・記入

次の URL ページから申請書をダウンロードして作成の上、**1部**ご用意ください。

●[申請書ダウンロード](#)

(注意) 必ず 2025 年度子どもサポート基金（能登半島地震支援）応募用の申請書を使用すること。過去の申請書様式での応募は、受付しません。

②必要書類の準備

「(別紙) 1.必要書類」に記載された必要書類をご用意ください。

③提出方法

上記一式を PDF 形式にて電子メールで送付ください。

※郵送不可。また不備がある場合は、受付しません。

(2) 受付期間

2025 年 2 月 18 日 (火) ~ 3 月 26 日 (水) 18:00 ※時間必着

(3) 留意事項

提出物等は返却しません。

(4) 送付先

<申請書送付先アドレス kodomo_spg_noto@minnade-ganbaro.jp>

※以下のテンプレートにて送付をお願いいたします

件名：〇〇〇〇_【申請】2025 年度子どもサポート基金（能登半島地震支援）

(※〇〇〇〇は団体名を記入ください)

本文：【申請日】

【団体名】

【ご担当者名】

【ご連絡先電話番号】

【ご連絡先メールアドレス】

6 選考及び助成決定

(1) 選考方法

当財団が設置する選定委員会において決定いたします。

(2) 選考の流れ

- ・書類選考 全ての申請について書類選考を実施します
- ・原則として面接（ヒアリング）を実施します。当財団の指定日時・場所で面接を受けることが申請要件となっておりますので、ご了承ください
- ・また必要に応じて、追加ヒアリング、事業計画、予算の詳細の提出を求める場合があります

7 選考結果

(発表) 2025 年 4 月末を予定

- ・団体の名称・助成金額・活動概要等については、当財団のホームページ等で公表します
- ・選考の状況によっては、発表が遅れる場合があります。その際には、当財団のホームページ上でお知らせします
- ・採択の連絡がなかった場合は、不採択となります
- ・選考結果に関するお問い合わせは、一切お受けしません

8 助成金の交付条件

助成契約：対象費目等を団体毎に決定します。

支払い：原則、年度ごとに前期・後期の2回に分けて支払います。

その他：進捗状況、目標の達成度合い等により、助成金の減額、中止となる場合があります。

9 活動報告等

助成を受ける団体は、以下のとおり活動報告と当財団との協議をしていただきます。

①実施予定、進捗状況及び実績等の報告：

- ・月次報告 事業の進捗状況及び翌月の活動予定の概要を翌月 10 日までに提出
- ・中間報告 中間時点での事業の進捗状況及び目標の達成状況、収支報告、証憑等を提出
- ・終了報告 活動期間終了時、活動実績、収支報告、証憑等を提出

②事業実施にかかる協議：

期間中、事業の進捗状況・達成目標・成果等について共有・合意し、適宜、事業計画・助成条件等について協議します。（協議の状況により、助成条件が変更される場合があります）

また、事業の進捗状況の確認のため、当財団及び当財団が指定する関係者によるヒアリング、視察、会計検査などを実施する場合があります。

③その他留意事項

- ・活動報告の書式は当財団が指定します
- ・活動報告の内容の全てまたは一部を、当財団のホームページ等で公表します
- ・事業の進捗状況や達成度によって助成継続の可否、助成金額等を判断します

10 団体説明会

Zoom でのオンライン団体説明会を実施いたします。エントリーフォームからお申し込みください。

受付後、メールにて当日の Zoom 情報をご案内します。

●[団体説明会申し込みサイト](#)

1 1 その他

- ・申請団体は、応募書類の提出を以て、本募集要項の内容を承諾したものとみなします
- ・記載間違い、書類の不備等により不採択となる場合もございますので、ご注意願います

1 2 問い合わせ先

本基金についてのご質問は、下記問い合わせフォームよりお問い合わせください。

●[問い合わせフォーム](#)

(別紙)

1. 必要書類

申請にあたって、必要となる提出書類は以下のとおりです。

	書類名	備考	提出部数	提出
1	申請書	支援申請書（様式 5）	1 部	●
2	団体に関する説明資料	会社案内、法人案内、団体設立の趣意書、役員名簿など。	1 部	●
3	直近の決算書・活動報告書 またはそれに相当するもの	直近の決算書や活動報告書がない場合は、それに類するものをご提出ください。	1 部	●

※申請書の内容をもとに選考いたしますので、必要な情報や重要な事項はもれなくご記載ください

<申請書送付先アドレス kodomo_spg_noto@minnade-ganbaro.jp>

※以下のテンプレートにて送付をお願いいたします

件名：〇〇〇〇_【申請】2025 年度子どもサポート基金（能登半島地震支援）

（※〇〇〇〇は団体名を記入ください）

本文：【申請日】

【団体名】

【ご担当者名】

【ご連絡先電話番号】

【ご連絡先メールアドレス】

2. (FAQ)よくある質問

No.	項目	質問	回答
1	助成対象	法人格のないボランティア団体ですが、申請は可能ですか？	法人格がなくても申請は可能です。
2	助成対象	他の助成団体にも申請中です（他の助成団体から同一の活動に対して一部助成を受けています）が、申請は可能ですか？	費用の切り分けが明確に可能であれば、申請は可能です。
3	対象活動	支援対象となる「子ども」とは、何歳くらいまでですか？	主に 18 歳未満の子どもを想定しています。
4	対象事業	過去、本基金の助成を受けていますが、申請可能ですか？	可能です。但し、過去の助成期間中の活動等含め総合的に審査されます。
5	対象事業	対象として、具体的にどのような活動が含まれるのでしょうか？	特定の会場で実施する食堂（会食）のほか、配食、フードパントリーも対象となります。
6	対象事業	実施形態のうち、食堂（会食）形式を主とするのはなぜですか？	子ども食堂が持つ、子どもの居場所としての役割にも着目し、食事のほか遊びや交流の場としての発展にも繋がると考えるためです。
7	対象事業	実施 1 回あたり最大 50,000 円の算出根拠を教えてください。	前年度助成団体へのヒアリング及び物価高騰を加味して設定しております。
8	助成金	助成金の支払い時期はいつですか？	原則、前期および後期の 2 回に分けて支払います（先払い）。場合によっては、分割払い、後払い等の助成条件が付されることがあります。
9	書式	申請書の枠に、記入内容が収まりません。枠やページを増やしてもよいですか？	適宜、文書作成ソフトや表計算ソフトを用い、枠を大きくしてご記入いただいても問題ありません。ただし、できるだけ簡潔にご記入ください。

※その他質問がある場合は、問い合わせフォームからお問い合わせください